

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月26日
<b>【会社名】</b>	株式会社ヤマシナ
<b>【英訳名】</b>	YAMASHINA CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 堀 直 樹
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役管理本部長 森 嶋 誠 一
<b>【本店の所在の場所】</b>	京都市山科区東野狐藪町16番地
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社大阪証券取引所  (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である堀直樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的な枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的な要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社三陽工業(株)を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社三陽電線加工(株)、(株)J-net レンタリース京都、(株)Y'sアセットマネジメントについては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2 / 3に達している会社として当社及び連結子会社三陽工業(株)の2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加いたしました。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社は、信頼性のある財務諸表を作成するために、必要なスキルを持つ人材を確保・配置することに努めてきましたが、当事業年度末時点において、結果として必要かつ十分な専門知識を有する人材を配置出来ませんでした。このため、事務体制として開示資料作成プロセスの品質管理が十分ではなく、当期の連結財務諸表等について、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等と再照合し、表示に関する重要な修正を行

いました。

事業年度の末日までには是正出来なかった理由は、当初、現行体制で十分対応可能との認識でございましたところ、評価の結果、十分な体制ではないと判断するに至り、その時点よりすみやかに採用活動を開始いたしました。十分な専門知識を有する人材の採用が不芳に終わったためであります。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、今後、計画的に十分な専門知識を有する人材の採用に努めるとともに、外部委託による専門家の助言及び事務支援を活用し、翌事業年度においては、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

提出日現在までの実施状況は、平成21年4月16日付けで管理職1名を採用し、5月25日付で人員体制を補完する外部委託契約を締結し対応を進めております。

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。